

福岡市感染症危機管理専門委員会設置要綱

(目 的)

第1条 この要綱は、感染症危機管理専門委員会（以下「専門委員会」という。）の設置、組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的及び設置)

第2条 大規模感染症や希少感染症など、発生した場合に市民生活に大きな影響を与える感染症の予防対策等について情報交換を行うとともに、市が行う対策に助言・指導等を行うことを目的として設置する。

(所掌事務)

第3条 専門委員会は、前条に規定する目的を達成するため、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) 情報交換に関すること。
- (2) 予防対策の検討に関すること。
- (3) 市が行う予防対策への助言・指導に関すること。
- (4) その他委員長が必要と認める事項。

(組 織)

第4条 専門委員会に委員長を置く。委員長は委員の互選により選出する。

2 専門委員会の委員は、次に掲げる者で組織する。

- (1) 感染症専門家
- (2) 感染症指定医療機関の医師
- (3) 一般社団法人 福岡市医師会代表
- (4) その他市長が適当と認める者

3 必要に応じて、関係機関等の出席を求めることができる。

(任 期)

第5条 委員の任期は2年とする。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員の再任は妨げない。

(庶 務)

第6条 専門委員会の庶務は、保健医療局保健所健康危機管理部健康危機管理課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成15年4月28日から施行する。

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

この要綱は、平成17年12月2日から施行する。

この要綱は、平成26年11月1日から施行する。

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

この要綱は、平成28年11月10日から施行する。

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

この要綱は、令和4年7月1日から施行する。

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

この要綱は、令和7年5月1日から施行する。